

令和 8 年 2 月 12 日

◆鈴木ひでし委員

私は自転車乗車用ヘルメットの補助についてではなくて、自転車ということについてのマナーというよりも意識啓発をもっと、本来でしたら軽車両としての意識啓発をしっかりどのようにやっていくのかということ、ちょっと一、二点聞かせてください。

私、この問題というのはもちろんヘルメットを高校生の方がつけてくださる、また補助金を出してくださるということもすごく大事なんですけども、皆さん方もよく交差点等を見てお分かりのとおり、軽車両と言われる自転車が我が物顔のように横断歩道を横切っている姿を見ていて、本当に長い年月がかかってこういう文化が、自転車文化というのがつくられてきたんだと思うんですが、この意識改革をするのはとても大変だと私は思ったんですよ。

4 月に青切符制度が出る。これは、県警の現在のやっぱり警察官の事故協議だって、一時停止まで青切符の要するに對象となるとか、細かいのいっぱい 110 ぐらい出ていますけれども、果たしてこれは本当に実施したときには大混乱が起こるんじゃないかなと私はひとつ思っています。

そんな中、私が一つお聞きしたかったのは、当たり前の質問なのかもしれませんが、要するにあなたが乗っている自転車というのは軽車両なんですよと、歩行者じゃないんだということについての意識啓発ということについて、県はどう考えていますか。

◎くらし安全交通課長

委員御指摘のとおりでございます。

自転車利用者の中には、歩行者の通行を妨げる横断歩道の通行であったり、標識のある交差点での一時不停止など、多くの違反があることを認識しております。こうした危険な違反を減らすためには、自転車を利用する際、一人一人がまずは自転車が軽車両であるということ、そして誰もが被害者だけではなく加害者にもなり得るという意識を持って、安全な走行を心がけていただくことが重要と思っています。

そこで、県では、本年 4 月の青切符制度の導入開始に向けまして、県警察等と連携し、自転車の交通違反を分かりやすく取り上げた動画を作成して、ホームページや SNS 等で発信しているほか、今月下旬をめどに若手に訴求力のある著名人を起用したポスターを作成いたしまして、県内の自転車販売店等に掲示して周知するなどの呼びかけをさらに強化するところでございます。

県は、引き続きまして関係機関と連携し、様々な広報媒体を駆使するなど工夫を凝らしながら、自転車の安全で適正な利用の普及啓発に取り組んでまいりたいと思っています。

◆鈴木ひでし委員

よろしく願いいたします。

私、長年、標語で、自転車は乗れば車両の仲間入りという、もう何年、何十年も聞いているかもしれないけれども、この標語一つについて見ても、やはりなかなか県民のところまで浸透されていない状況が、私あると思うんですね。

要するに、自転車に乗っている方の心理というようなもの、また簡単にマナーというけれども、本当に広い状況下の中で、こういう方たち本当にマナーと言って誇られるのかどうかというようなものもあり、そんなこと本当に歩行者という、早くに動ける歩行者みたいなものの概略の中に自転車が入っているような気がして、例えば、わざわざ横断歩道を本当に走っているときだろうというような、私もいつも見るたびに思うわけでございます。

歴史見れば、本当にハードである道路と、そしてソフトである教育というルールのようなものは、なかなか徹底できなかったこの結末がこういうふうになって、今度は青切符というふうになっていったときに、具体的にどのような形でこれを進んでいくのか未知数ではありますが、ぜひとも今言ったような標語のようなもの、先ほどもまたホームページではそういう動画やまたこれからの啓蒙のポスター等と作ってくださるといいですが、もう一度やっぱりルールというものについて、また自転車は要するに軽車両なんだということを、しっかり認識させるような動きをよろしくお願いしたいと思います。